

自然災害時等における休講の基準

令和8年5月29日
三次高等技術専門校長

天候の悪化や地震発生等における安全確保のため、次のとおり休講の基準を定める。
なお、自然災害時等により休講とした授業については、原則として振替授業を行う。

- 1 三次市に、『特別警報』、『危険警報』、又はレベル3相当の『暴風』、『暴風雪』若しくは『大雪』警報のいずれか（以下「特別警報等」という。）が発表された場合は、次の対応とする。
 - (1) 訓練生が専門校管理下の場合
校長が特別警報等を総合的に判断して、休講を決定する。
 - (2) 訓練生が自宅の場合
 - ア 午前6時00分の時点で特別警報等が発表されている場合は、午前10時15分（2時限）までを休講とする。
 - イ 午前8時00分に引き続き特別警報等が発表中の場合は、午前中を休講とする。
 - ウ 午前10時00分に引き続き特別警報等が発表中の場合は、終日休講とする。
- 2 三次市に『警戒レベル4以上の避難情報』（「避難指示」「緊急安全確保」等）が発令された場合は、上記1の取り扱いを準用する。
- 3 登校日前日の正午以降に『三次市を含む地域』で『震度5強』以上の地震が発生した場合は、当該登校日を終日休講とする。
- 4 上記1～3にかかわらず、居住地又は登校経路において危険が予想される場合は、その安全性が確保できるまでは登校を控えることとする。
- 5 上記以外の場合においても校長は、警報・注意報等を総合的に判断して、休講を決定する。

附則 この基準は、令和3年5月26日から施行する。
この基準は、令和4年10月4日から施行する。
この基準は、令和6年4月26日から施行する。
この基準は、令和8年5月29日から施行する。

(参考)

○気象情報の確認方法

* N T T 天気予報 1 7 7 (有料) 又はテレビ・ラジオ・インターネットによる天気予報・ニュース等

* 携帯電話向け「広島県防災Web」



○事例

事例	警報発令の状況	訓練生の行動	三次校
A	6時00分現在、三次市で特別警報が発令されていたが、8時00分に特別警報が解除となった場合	全訓練生は登校せず自宅待機とする。ただし、8時00分で特別警報が解除されたため、10時20分から開講するので、安全を確認して登校する。	10 時 20 分 から開講
B	6時00分現在、広島市で、特別警報が発令されているが、三次市や他の地域では、注意報が発令されている場合	広島市の訓練生は自宅待機。 他の地域の訓練生は安全を確認して登校する。	通常どおり 開講
C	自宅を出る6時00分には、特別警報等が発令されていなかったが、登校途中の8時00分に三次市に大雪警報が発令となった場合	状況を見て、安全な場所に避難又は帰宅する。専門校の近くまで来ている場合は、専門校に避難することも可能。	午前中休講であるが、その後については、校長が総合的に判断する

※ 休講となった場合でも8時30分までには職員が登校していますので、わからないことがあれば問い合わせてください。